十二　償還期限　平成二十二年十一月二十二日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年八月二十三日

○財務省告示第三百九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年八月三十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年九月八日
財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百三十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千八億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百十億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆三千九百九十七億四千百八十三万千六百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百八億九千二百七十二万九千円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十二年八月三十日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭三厘九毛
十二　償還期限　平成二十二年十一月二十九日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十二年八月三十日

○農林水産省・経済産業省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十二年九月八日
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地
(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：横浜西口支店相模原出張所
郵便番号：（新設）	郵便番号：252―0231
住所：（新設）	住所：神奈川県相模原市中央区相模原四丁目3番14号相模原第一生命ビルディング8階
電話番号：（新設）	電話番号：042―786―6230

(2)　変更年月日　平成二十二年九月十三日
(3)　変更の理由　新たに設置するため

○厚生労働省告示第三百四十一号

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第九十六号）第六条第二項の規定に基づき、定款変更の届出があったので、同令第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十二年九月八日
厚生労働大臣　長妻　昭

認定法人の名称	定款変更の内容	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	事務所の所在地	東京都新宿区新宿一丁目二十三番一号新宿マルネビル	東京都目黒区五本木一丁目八番三号	平成二十二年七月一日

○国土交通省告示第千十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月八日
国土交通大臣　前原　誠司

路線名　第二東海自動車道　横浜名古屋線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沼津市大字青野根古屋字丸尾木戸上九二七番七から同市大字根古屋字鎌ヶ沢一〇〇〇番まで	前	最大 四〇二（メートル）	六四七（メートル）
		最小 八〇	
	後	最大 四〇二	
		最小 八〇	